

報告事項（2）

ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）

（障害者支援局障害者政策課）

1 要 旨

令和4年3月、「ふじのくに障害者しあわせプラン」のうち、障害者基本法に基づき、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「第5次静岡県障害者計画」（令和4年度～7年度）を策定した。

2 計画の概要

項 目		内 容
基 本 目 標		障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
施 策 体 系	I 障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 2 情報保障の推進 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興
	II 地域における自立を支える体制づくり	1 身近な相談支援体制整備の推進 2 暮らしを支える福祉サービスの充実 3 施設や病院から地域生活への移行の促進 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 5 地域での保健・医療体制の充実 6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進 7 安心して暮らせるまちづくり
	III 多様な障害に応じたきめ細かな支援	1 早期支援体制の整備 2 教育の振興 3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 4 発達障害のある人に対する支援の充実 5 精神障害のある人に対する支援の充実 6 難病のある人に対する支援

3 計画のポイント（重点施策）

項 目	内 容
1 障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進	これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県民会議と連携し、一層の理解と促進を図る。
2 「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	「親亡き後」も障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備などにより、地域での自立を支える体制を強化する。
3 新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実	ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入手しやすい環境を整備し、障害分野でのICT活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。
4 医療的ケア児等に対する支援の充実	医療的ケア児等支援センターを設置するとともに、支援に携わる専門人材の養成など、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の構築を図る。

